

独占禁止法遵守宣言

本コンソーシアムは、各会員の自主的な活動のもとで実施されるものですが、独占禁止法をはじめとする関連法令を遵守する必要があります。

特に、価格、販売条件、生産・販売計画、顧客情報、競争戦略など、競争に影響を及ぼす可能性のある情報の共有や議論は行いません。万一、そのような議論が発生する場合には、直ちに中止または議題変更を行うものとします。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

独占禁止法遵守宣言は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (独占禁止法) 」(昭和22年法律第54号) に基づいています。

独占禁止法の禁止事項

1. 販売価格、供給数量などを取り決めて競争を制限する行為。
2. 価格戦略、価格構成、価格変更の予定などの申し合わせ。
3. 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申し合わせ。
4. 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などを取り決めて競争を制限する行為。
5. 会員の機能または活動を不当に制限すること。(会員の事業活動の制限)
6. その他、競争法に抵触する恐れのある行為。